

## 奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 稲村 實 大和郡山市小泉町三一九

監事 嘉幡 嘉弘 三三七

森 晴彦 三三三

山村 芳和 三一〇

富岡 瞳夫 三五六一

川本 勉 二九四一

嘉幡 完次 三七一―三

南口 吉弘 三七五―五

小野 雅裕 八一〇一―二

辻内 章浩 三一〇

嘉幡 嘉弘 三二三

森 晴彦 三七一―三

南口 吉弘 三一〇

山村 芳和 三二二

富岡 瞳夫 二九四一―

嘉幡 完次 三五六一

森 映光 三七五―五

川本 勉 八一〇一―二

監事 小野 雅裕 三七五―五

辻内 章浩 三五六一

役員の役名、氏名及び住所

大和郡山市小泉町三三七

理事 嘉幡 嘉弘

森 晴彦

南口 吉弘

山村 芳和

富岡 瞳夫

嘉幡 完次

森 映光

川本 勉

監事 小野 雅裕

辻内 章浩

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所